

平成 25 年 5 月 1 日

心理職の国家資格化関連の動きに関するお知らせ—その 2

資格関連委員会委員長 奥村茉莉子

心理職の国家資格化の動きに関するお知らせ—その 2 が本学会資格関連委員会で作成しましたので会員の皆様にお知らせいたします。(以下で西暦と年号が混在しておりますことをご詫言いたします。)

現在の動きの出発点の文書として以下を再掲いたします。

【一資格による要望書の確定】

一資格、心理師(仮称)による国家資格創設の要望書は 2011 年 10 月 2 日に、いわゆる三団体(本学会も加盟している臨床心理職国家資格推進連絡協議会、精神科七者懇談会をはじめとする医療関係団体および日本心理学会が加盟している医療心理師国家資格制度推進協議会、及び 48 の心理学関連学会で構成する日本心理学諸学会連合)の所属学会・団体の機関決定により、確定しました。

本学会では平成 23 年(2011 年)4 月 17 日の理事会でこの要望書を承認しております。

要望書は以下の URL よりご確認ください。

<http://jupa.jp/side/pamphlet.pdf>

【平成 24 年(2012 年)11 月までの動き】

2012 年発行のニューズレター第 5 号で、その時点での理事長からの報告が皆様のお手元に、発信されております。この記事は 4 月付の本お知らせに掲載していますのでご確認ください。

【平成 24 年 11 月の総選挙後の動き】

平成 24 年 11 月の総選挙以降の動きは以下のとおりです。

総選挙では自民党の選挙公約に心理職の国家資格化が以下のように掲載されました。

自民党の J-ファイル 2012 総合政策集 NO. 171

複雑化する現代の日本社会において、国民のこころの問題や、発達、健康上の問題は、ますます増大し、これらに対する心理的な対応のための専門的人材育成は急務となっています。こうした国民的ニーズの高まりに対応するために、先進諸国と同様に、心理職の国家資格化の実現を目指します。

平成 25 年に入り、三団体では、現在行われている第 183 回国会での法案上程を目指して準備を進めています。

([一般社団法人日本臨床心理士会のホームページ](#) トップページの「お知らせ・提言資料集」の「[国家資格関連情報](#)」から「資格問題の諸情報・電子版速報」をご覧くださいことができます。)

【実現に向けた新たな動き】

1. 国家資格実現を要望する請願署名活動を行っています。

この活動は三団体の代表の呼び掛けで始められています。当学会では前述のようにこの要望書を承認しておりますので、この請願署名へのご協力を会員の皆様に既にホームページを通じてお願いしております。署名用紙は[こちらの PDF](#) です。〆切り期日は 5 月末まで延期しております。

2. 三団体関係者が中心になって「一般財団法人日本心理研修センター」が 4 月 1 日に設立されました。

この機関は、将来にわたって心理職の資質向上のための研修を実施すること、国家資格の受験資格を満たす養成のみならず、卒前卒後・修了前修了後の研修、国家試験の受験対策への支援、指導者へのガイドラインなどの課題に取り組むことを中心の目的としています。4 月 14 日に設立総会及び設立記念フォーラムが開かれました。日本心理研修センターのホームページで報告されていますのでご確認ください。衆議院議員嶋下一郎先生のご挨拶の動画も掲載されています。また、3 月 15 日に日本発達心理学会主催のシンポジウム「心理職の国家資格の展望と課題」にご挨拶された衆議院議員河村建夫先生の動画も掲載されています。(ホームページは[こちら](#)です。)

3. 三団体要望書に対する精神科七者懇談会総会の見解が公表され、3 月 21 日付けで臨床心理職国家資格推進連絡協議会会長あてに送付されました。これにつきましては別途当学会ホームページのお知らせ欄に掲示されております。

推進連では 4 月 5 日開催の全体会において内容について審議を行った結果、七者懇談会総会見解の第 5 番目「5. 教育研修体制については、学部教育において心理学、医療関連科目に関して、適切なカリキュラムが実施される必要がある。また、卒前卒後、国家資格取得後の研修体制を整備する必要がある。」の部分については、学部教育のみではないことを説明しておく必要があるが、見解として参考にさせて頂く旨返答することで、了承されました。

なお、資格関連委員会では、見解に述べられている「1、医療分野における

医師との関係については、心理相談等の多くは医行為に含まれるので医師の指示を受けることとする。」の文言に関しましては、医師の指示に関する議論は2005年の段階では医療提供施設では医師の指示を受ける、とされ、今回の見解では医療分野、と記述されていることの違いがあります。この点を受けて、医療提供施設以外の場所での指示に拡がることを懸念する声があるようですが、医療提供施設以外での医師の指示は法律的にも、また他職種の活動状況（心理相談はソーシャルワーカー、保健師・看護師等も行っている）から見ても、実際上はむしろ「4. 教育・産業等の分野における医療との関係については、精神・身体疾患の有無の判断と責任のあり方について明確にする必要がある。すなわち相談者が現に疾病に罹患して主治医が存在する場合には連携・協働して当たる必要がある。他の医療職種についても連携のあり方を協議する必要がある。」と述べられているように、連携・協議の事項として受け止めることが妥当と考えられます。

また、「3. 心理的行為は医行為と峻別できない部分が多く、また名称独占の業務となっているので、医療機関としての開業権は認めることは出来ない。」につきましては、医療機関としての開業権は三団体の要望においても主張されておりません。医療機関としてではない私設相談機関としての開設は現在と同様にできます。

【最後に】

どの先進国にも心理専門職の国家資格がある世界の現実の中で、心理臨床がさらに人々に届きやすい体制となりますよう、皆様にもご自身のこととして、より一層の関心を向けていただき、ご協力をお願いしたいと思います。